## ガバナンス構築の目的と検討にあたっての考え方

- 1. 国内投資家からの信頼を高めるため(国内市場における更なる発展)
  - 利益相反が明確に管理されていないとの不信があるのではないか。
  - ・ 現在、投資信託委託会社に独立社外取締役を置いたり、運用面に関わる利益相反をコントロールする、或いは利益相反に関する基本的な考え方について、分かりやすい形で提示するなど取組みが行われているので、現状でも、投資家に説明責任を果たせるような体制に少しずつ変えていくことは、可能なのではないか。
  - 一般投資家から見たときに、平易、容易に比較できる道具が必要ではないか。
  - ルールを定め、プラクティスとしてやっていること、ベストエフォートとしてやっていることを外に表明すべきではないか。

## <論 点>

- 国民の安定的な資産形成と、経済の持続的成長に資する、より良い資金の流れを実現していくことが求められており、投資信託 や運用会社が顧客のベスト・インタレストのために行動するとのプリンシプルの定着や運用の高度化の実現とともに、こうした取 組み等を国民に伝える努力が必要となる。その場合に、
- ・ 現行の契約型の枠組みの中で、形を整え、足りないところを強化する形で、体制を構築する方策とそれを対外的にも明確にする 方策はないか。

- 2. ファンドの運営に関する重要な判断をする主体を明確化するため (現行制度で機能が不充分な点の是正)
  - ・ 受益者全体の利益となることが自明であるような場合でも、それを発議することが困難なことがあるのではないか。
  - ・ 特に、小規模ファンドの償還や統合等について、投資家の立場から、より積極的に取り組まれるような仕組みを考えていくべきで はないか。

・ 投資家の利益に資すると考えられる方策を取る上で、個別投資家の賛否を問わなければならない点が多いことや、投資家の障害となる規制、税法上の問題をクリアしていく必要があり、誰がイニシアティブをとるのかについて、強力なガバナンスがないとなかなか機能しないのではないか。

## <論点>

- 「投資信託・投資法人法」17 条に定める「重大な約款変更のための書面による手続き」は平成 25 年に法令を一部改正したが、 まだ十分に機能していない面もある。
- ・ 併合や繰上げ償還、投資方針の大幅な変更等を行うにあたり、受益者の利益を代表して重要な判断を行う主体を明確化すること を検討すべきか。
- ・ 会社型であれば、ファンドのボードが投資家を代表して重要な判断を促がす主体が明確であるが、契約型においても、投資家の 立場を考慮した客観的な立場から重要な判断を促がす仕組みも考えられるのではないか。
- 3. 海外投資家から信認を得るため (グローバル市場での拡大)
  - ・ 現在の日本の投信の仕組みが国際的に理解されるか。ARFPにおいて、充分な競争力をもって流通できるのか。
  - 契約型が中心のオーストラリアでも、海外に展開していく上で会社型を展望し、税制を含め制度整備を進めている。

## <論 点>

- ・ 海外投資家に日本で組成される投資信託を販売するには、投資家主体のファンド運営が行われるよう、わかりやすいガバナンス の仕組みを構築する必要がないか。
- ・ 契約型において、海外投資家からも評価されるだけのわかりやすいガバナンスの仕組みを検討してはどうか。 (欧州は、管理会社を中心に各プレイヤーが役割を分担し、相互牽制を図る仕組みで行われている。)
- ・ 会社型であればガバナンスの仕組みが具備されているが、現行の会社型の問題点をどのように克服すべきか。